

日本ボーイスカウト京都連盟

危機管理委員会規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本ボーイスカウト京都連盟（以下、「本連盟」という。）危機管理規程第27条の規程に基づき、危機管理委員会（以下、「本委員会」という。）を設置して、本連盟全体として危機管理を推進し、必要な情報の共有化を図るために、必要な事項について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 本委員会は、理事会の下に置き、ボーイスカウト運動における活動等に支障を及ぼすあらゆる危機要因を予測し、可能な限りこれを排除、又はこれによる被害を最小限に留めるために、次の事項について策定・調整・支援することを任務とする。

(1)本連盟に存在するリスクを常に把握・評価し、重要度の高いリスクを抽出し対策を策定する。

(2)本連盟の常設委員会等各種委員会の活動をはじめとして隊・団及び本連盟に対して、危機管理の側面から問題提起や調整・支援を行う。

第2章 構成及び組織

(構成)

第3条 本委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|-----------------|---|
| (1)委員長 | 1人 |
| (2)副委員長 | 若干名 |
| (3)委員 | 常設委員会及び特別に委員長が必要と認める特別委員会の中から各1人を推薦し委員長が承認した者 |
| (4)事務局長を幹事役とする。 | |

(委員長)

第4条 委員長は、理事長がこれにあたり、委員会を統括する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、副理事長及び県連盟コミッショナーがこれにあたり、委員長を補佐する。

(委員)

第6条 各委員は、それぞれの委員会の代表として参画し、各委員会への情報伝達及び問題解決に当たる。

第3章 委員会

(開催)

第7条 本委員会は、委員長が必要に応じて開催する。ただし、軽微な事項については、文書による回覧審議とすることができる。

(審議事項)

第8条 本委員会は、次の事項を調査・審議する。

(1)各委員会に対する活動状況の確認及び危機管理の方針の決定

- ① 各活動の危機管理に関する基本的な取り組みに対する指針
- ② 必要な調査の依頼

(2)本連盟としての危機管理システムの維持・改善

- ① 危機管理に関する本連盟ルール等の起案・評価
- ② 本連盟の危機管理活動の具体的展開の促進

(3)危機事態発生時、これを解決するために基本的な対応策を協議、決定して対策を推進し、各委員会との調整及び支援を行う。

(4)その他、本連盟の活動に対する危機管理に関する事項の指導・助言

(専門委員会)

第9条 委員長は、審議内容の専門的な事項について特別に調査・審議する目的で、必要に応じて下部機関として専門委員会を設けることができる。

(議事録)

第10条 本委員会の議事録は、事務局が作成する。

第4章 補則

(定期的見直し)

第 1 1 条 本規程は、定期的に 3 年を超えない範囲で見直しを行う。

(改廃)

第 1 2 条 本規程の改廃の起案は、事務局が行い、県連盟コミッショナーが照査のうえ、本委員会で審議し、理事会で決定する。
ただし、軽微な変更については、委員長の判断に基づき上記手続きの一部又は全部を省略することができる。

附 則

本規程は、理事会で決定された翌日から施行する。

改正履歴 平成 2 7 年 1 月 1 9 日 (1 月 1 8 日理事会で承認され施行)